

# 仮想通貨とガバナンス

## Governance of virtual currency

清水恵子

Keiko SIMIZU†

†公認会計士

† Certified Public Accountant(CPA)

†

### 要旨

仮想通貨は、既存の法的規制の枠外にあるとして資金決済法が改正され仮想通貨が定義され、仮想通貨交換業者に対して登録制が導入された。これに伴い、平成30年3月14日実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」された。

通貨交換業者として登録した企業は、今後、この規制下におかれる。既存の金融機関は、フィンテックの技術を導入し独自の仮想通貨を提唱するなど既存の金融業の枠から脱皮していく取り組みを始めている。

企業のガバナンスは、企業の存続についてのリスクを回避、また、削減することが重要である。ITの技術利用により、社会の仕組に変化がある時のガバナンスの在り方について、考察をする。

### キーワード

仮想通貨、ブロックチェーン、マネー・ロンダリング、CGコード

## 1. はじめに

仮想通貨は、FATF（金融活動作業部会）のガイダンスによると“電子的に取引可能であり、かつ交換手段、計量単位、又は価値の蓄積として機能する価値の表彰であるが、いかなる法域においても法定通貨としての地位を有さない”とされている。

会計処理の実務的な取り扱いとして実務対応報告第38号に“法的に資産として法律上の権利ではないが、会計的には、交換売却によって資金の獲得が可能となる場合もあることから仮想通貨を会計上の資産として取り扱う。”とされている [1]。

留意すべきは、IT技術の進展により、既存の社会的な構成の枠組みでは、規制できない新たな市場が発展しつつあり、それに対応するガバナンスの検討が途上にある。

## 2. 仮想通貨の現状

日本仮想通貨交換協議会の調査報告によれば、世界で流通している仮想通貨は1500種類以上であり、また、IOCを含めると数百万種類とも言われるとしている。また、

“ビットコインについては平成27年までは100億円程度までで推移していましたが、平成28年に入ると100億円を超え最大で400億円規模となりました。また、平成29年からは一気に加速し、最大で3兆円に迫る状況が見受けられました。” [2] と記載し、その急速な拡大を報告している。

図表1 主要通貨の価格

1. グローバルでの取引状況
- 1-3 主要通貨の価格推移②

ビットコインについては、平成30年3月31日時点において平成26年3月31日時点の価格より約16倍の金額となりました。また、最高値である平成29年12月17日と平成26年3月31日時点と比較すると、約46倍となりました。

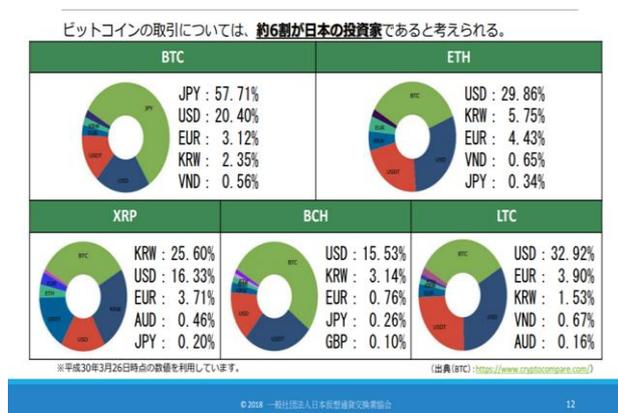
通貨	平成26年 3月31日	平成27年 3月31日	平成28年 3月31日	平成29年 3月31日	平成30年 3月31日	最高値
BTC	47,672円	29,530円	46,967円	117,887円	747,471円	2,195,346円 (平成29年12月17日)
ETH	-	-	1,314円	5,562円	43,103円	150,347円 (平成30年1月13日)
XRP	1円	1円	1円	2円	55円	392円 (平成30年1月4日)
BCH	-	-	-	-	75,420円	405,599円 (平成29年12月20日)
LTC	1,349円	199円	366円	725円	12,751円	40,035円 (平成29年12月19日)

※取引価格における主要通貨を提示し、平成26年1月～平成30年3月の期間を対象としています。  
 ※イーサリアム：平成27年7月リリース、ビットコインキャッシュ：平成29年8月リリース 出典: <http://www.coinmarketcap.com>

(出典) 金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会」の第1回会合資料3一般社団法人日本仮想通貨交換業協会「仮想通貨取引についての現状報告」P7より転載

図表2 通貨のシェア

1. グローバルでの取引状況
- 1-6 取引に使用される法定通貨・仮想通貨のシェア



(出典) 金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会」の第1回会合資料3一般社団法人日本仮想通貨交換業協会「仮想通貨取引についての現状報告」P12より転載

この現状報告でビットコインの取引については6割が日本円であり、日本からの投資が多いと推定される。

仮想通貨の市場が急速に拡大している。“現状、仮想通貨の利用の多くが、支払決済手段としてではなく、投機目的として取引されていること”〔3〕と金融庁が分析している。

2018年1月26日、大手仮想通貨取引所のコインチェックが不正アクセスを受け、顧客から預かっていた580億円相当の仮想通貨が流出するトラブルが発生した。〔4〕その後、金融庁から業務改善命令が出されている。

金融庁の業務改善項目の中で訂正な業務運営の内容は以下のようである。〔5〕〔6〕

- “(1) 適正かつ確実な業務運営を確保するための以下の対応
    - i 経営体制の抜本的な見直し
    - ii 経営戦略を見直し、顧客保護を徹底
    - iii 取締役会による各種態勢の整備
    - iv 取り扱う仮想通貨について、各種リスクの洗い出し
    - v マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に係る対策
    - vi 現在停止中の取引再開及び新規顧客のアカウント開設に先立ち、各種態勢の抜本的な見直し、実効性の確保
- 現状では、取引形態が進化していることもあ

り、会計処理も監督官庁による統制も、すべてをカバーしているわけではない。また、損害の補償の在り方、税務上の扱いも、順次公表されている〔10〕〔11〕。今後の整備はIT技術の知識が必須であることから仮想通貨の業界での検討が望まれる。

国際的にも、マネー・ロンダリングに対しての規制強化の動きがある〔12〕〔13〕。

マネー・ロンダリング対策として秘匿性ある仮想通貨市場との取引を中止した仮想通貨業者もある〔7〕。今後、従来は集中管理をしないことにより、低コストを売りにしてきた仮想通貨業者はガバナンスと内部統制を求められ、そのための管理コストがかかることになる。

### 3. 日本における課題

仮想通貨は分散システムを利用することにより、資金送金を安価に実施できる仕組であるが、支払手段としての普及の状況をクレジットカードと比較してみた。ビットコインの日本語サイトによると2018年5月20日現在でのビットコインが利用可能な店舗は通信販売：67件、実店舗：255件と記載されている〔7〕。平成26年度の実態調査のクレジットカードの加入店舗数740万店〔8〕と比較するとまだ浸透しているとは言えない。

通貨交換手段としての信頼性確保は、どのようにされているだろうか。

金融庁は一定の条件に合う業者をホワイトリスト（仮想通貨交換業者登録一覧）に登録している。

但し、金融庁のホワイトリストに掲載されることが、その業者の信頼性を保証している訳ではない。ここでは、交換業者が取扱う通貨が資金決済法の規定に沿っていることを意味しているにすぎない〔19〕。

今後の仮想通貨の国際的な発展を考慮すると外貨への両替が不要になるなどメリットがあり、仮想通貨決済の利用拡大と信頼性の確保のための統制の在り方は、今後の検討課題になる。

### 4. IT技術とパラダイムシフト

仮想通貨は、インターネットで世界がつながれていること、ブロックチェーン、暗号などの技術によって実現されている電子的な記録である。インターネットには、もともと全体を管理する管理者はいない。根本忠明は、仮想通貨は国によって発行され管理されるとの従来の通貨の概念を変化させ、パラダイムシフト<sup>1)</sup>を起こしているとして日本は出遅れているとしている〔15〕。

CGコード基本原則4(1)は、“企業戦略の大きな方向性を示すこと”、4(2)は、“経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと”が取締役会等の責務としている〔16〕。

仮想通貨がパラダイムシフトを起こしているかどうかについて判断し今後の対処する方針を決め

る責務は取締役会等にある。国が管理する通貨から仮想通貨に決済手段が変わればまさにパラダイムシフトである。

IT環境の変化により、社会のニーズに答えられるように多くの企業はITにより仕事のやり方を変え、極端な場合は従来の業種から異なる業種への変換にも舵を取るようになるかもしれない。仮想通貨に関する環境の変化は国家が管理してきた通貨の概念とは異なるものであり、なによりも全体を管理する管理者が不在であり、法的な整備が不十分でもある。管理ためのコストが安く自由度がある。仮想通貨の法的な保証の面よりもネットワーク上でのデータ交換、暗号技術上の信頼性の問題でもある。

仮想通貨が盗まれるなどの事件〔4〕から、セキュリティ面での信頼性確保と、また、通信事業者の内部統制など組織への信頼も必要である。

意思決定する際には、ITに関する知識とその社会的な影響への見通しが必要になる。IT技術はITの専門家に負うにしても、将来の見通しは、技術知識のみでは判定しがたい。

仮想通貨について企業が留意すべき観点を例示すると以下のようなものである。

図表3 検討項目（例）

項目	外部からの統制や圧力	内部での統制
コンプライアンス	テロ等の規制強化 動向	秘匿通貨の利用 の自主規制
セキュリティ	技術の進歩 国際的な協定 顧客資産の保護	セキュリティ対策（ISMS 認証、SOC 等の保証） IT 技術の質
コスト	新たな規制による コスト増加の可能性の有無	既存コストとの 比較
普及の動向	国際的な普及度合 競争相手の動向 顧客からのニーズ 決済手段としての 実利性	顧客からの利便 性の要請、顧客 の保護

（出典）筆者作成

取締役会の執行役員を監督する立場からすると留意すべきはコンプライアンス違反である。また、企業が仮想通貨を投機の値上がりを狙う対象とする行動は、データ交換の市場が、まだ管理の面で、未成熟で株主の理解を得難いと思われる。従来の統制の枠外にあるがゆえの電子データの交換決済による低コストの利便性と全体管理者が不在のリスクを考慮して仮想通貨利用の方針を決定することになる。この際にどの程度、データ価値交換による決済手段として普及していくのかの動向の把握は重要である。決済手段として普及が進めば利用は避けられないものになる。但し、その際には

多くの利用者の保護のためにも仮想通貨のガバナンスが求められることになるだろう。

それは、また、通貨とはなにか、国家の役割は何かの議論にもなるだろうが、本稿では企業の取組を論じることにして本稿では議論しない、

世界につながるシステムについては、SOCのように保証業務とその監査の基準となるガイドラインを作成することも、そのシステムの信頼性を確保していくためにも推進すべきと思われる。

但し、新技術についての監査については、どのような基準で監査されるべきか監査報告を利用する側にも読む力が求められるであろう。

社会的な広がりについては、自社の業務の方向性をどう見るかであり、ガバナンスコードにおける取締役会等の責務であり、企業を取り巻く外部の圧力への評価である〔17〕。この最終判断は、企業の経営者が自らの責任において判断する責任がある。

取締役会等は、CG コード基本原則2にあるように内部からであれ、外部からであれ、ステークホルダーから必要とする情報を入手する手段を講じなければならない〔16〕。また、専門的なITの技術情報を収集し理解することが必要である。

## 5. IT人材育成と企業風土

ITの戦略的な技術的情報入手のためには人材の育成が必要である。IPA(独立行政法人情報処理推進機構)の「IT人材白書2018」は、第2章で企業文化とIT人材の質について“～人材のやる気を引き出すような企業文化・風土の醸成、施策の実施がカギ～”と調査結果を公表している。

この報告書の中で求められるIT人材の質については企業風土についての7つの評価による風土点が高くなるにしたがって、不足感も少ない傾向にあるとされている〔14〕。企業風土の評価の中に企業の方針や価値観の浸透、情報共有や風通し、リスクをとってチャレンジするなどがある。CGコードによれば企業の方針の周知やモチベーションの向上施策など企業風土を形成するのも取締役等の重要な責務である〔16〕。

## 6. まとめ

日本の仮想通貨への取組は投資の対象としては、急速に投資額が増加しているが、企業が仮想通貨を利用するビジネスへの投資は、これからである。仮想通貨業者のガバナンスは、まだ、途上である。今後の整備を待つことになる。

仮想通貨をパラダイムシフトと捉えて積極的な仮想通貨利用の情報化投資をするかは、取締役会等の判断にかかっている。

JUASの企業IT動向調査2017によれば、取締役として専任CIOは、2.5%、他との兼務が9.6%であり、増加傾向にはあるが、兼任が多いとしている〔18〕。

ただ、IPAのIT人材の調査によれば、健全な企業風土は、質の高いIT人材を育成する良好な環境であるとの結果がある。

CIOが不在でも、質の高い従業員からの進言や、社外のステークホルダーとの対話により、企業方針を検討する有用な情報を入手する方向性はCGコード改定の主旨にそっている。

取締役等は、企業の明確な方向性を示し、ステークホルダーとの対話の実効性がCGコード改定により、実効性があるかの検証が求められるが、その機能を発揮するにはIT技術の収集をして実体把握をすべきであり、まず人材育成が求められる。

## 参考文献

[1] 企業会計基準委員会「実務対応報告第38号 資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」平成30年3月14日

[2] 金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会」の第1回会合資料3 一般社団法人日本仮想通貨交換業協会「仮想通貨取引についての現状報告」平成30年4月10日

<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180410-3.pdf>

2018.05.09 アクセス

[3] 金融庁月間オンライン広報誌 FSA 第137号「(1) 仮想通貨に関する実態把握及び注意喚起について」平成29年12月25日

<https://www.fsa.go.jp/access/29/173a.html#topics1>

2018.05.09 アクセス

[4] 日経 x TEACH「速報 2580 億円分の仮想通貨が流出、大手取引所への不正アクセスで」

2018/01/27

<http://tech.nikkeibp.co.jp/atcl/news/17/012703040/>

2018.05.15 アクセス

[5] 内閣府「仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成29年内閣府令第7号）」平成二十九年三月二十四日公布

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=429M60000002007](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=429M60000002007)

20180509 アクセス

[6] 関東財務局「コインチェック株式会社への行政処分について」平成30年3月8日

[http://kantou.mof.go.jp/rizai/pagekthp0130000001\\_00013.html](http://kantou.mof.go.jp/rizai/pagekthp0130000001_00013.html)

2018.04.26 アクセス

[7] コインチェック株式会社 HP お知らせ「一部仮想通貨取り扱い中止のお知らせ」20180518

HP <https://corporate.coincheck.com/2018/05/18/56.html>

1

2018.05/19 アクセス

[8] ビットコイン日本語情報サイト

<https://jpbitcoin.com/shops>

2018.05.21 アクセス

[9] 経済産業省 大臣官房調査統計グループ「平成26年度特定サービス産業実態調査報告書 クレジットカード業、割賦販売業」平成27年9月

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2/h26/pdf/h26report09.pdf>

2018.05.06 アクセス

[10] コインチェック株式会社 HP

<https://coincheck.com/ja/exchange>

[11] 国税庁「仮想通貨交換業者から仮想通貨に代えて金銭の補償を受けた場合」タックスアンサーNo.1525 2018.04.16

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1525.htm>

2018.05.06 アクセス

[12] 財務省 FAIT「仏主催テロ資金対策に関する国際会議声明」骨子 平成30年5月1日

[https://www.mof.go.jp/international\\_policy/convention/fatf/fatfhoudou\\_20180501\\_1.pdf](https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatfhoudou_20180501_1.pdf)

[13] 財務省 FAIT「仏主催テロ資金対策に関する国際会議声明」原本 別紙2 平成30年5月1日

[https://www.mof.go.jp/international\\_policy/convention/fatf/fatfhoudou\\_20180501\\_2.pdf](https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatfhoudou_20180501_2.pdf)

[14] IPA「IT人材白書2018」

<https://business.form-mailer.jp/fms/5f1f87c585905>

<https://www.ipa.go.jp/files/000065944.pdf>

2018年4月

[15] 根本忠明 日本大学商学部 「IT新時代とパラダイムシフト第75回 フィンテック革命と改革が求められる金融機関」WebCR2016/2

<http://www.jmsi.co.jp/nemoto/nemoto2016-02.pdf>

2018.05.09 アクセス

[16] 金融庁「コーポレートガバナンスコード改定案」平成30年3月26日

<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180326-1/02.pdf>

f

[17] JIS 38500「情報技術—ITガバナンス」2015

[18] JUAS（一般社団法人 日本情報システム・ユーザ協会）「第23回 企業IT動向調査2017（16年度調査）」2017年4月28日

[http://www.juas.or.jp/cmsmedia/2017/04/it17\\_ppt.pdf](http://www.juas.or.jp/cmsmedia/2017/04/it17_ppt.pdf)

2018.05.09 アクセス

[19] 金融庁「仮想通貨交換業者登録一覧」

<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kasoutuka.pdf>

2018.05.21 アクセス

<sup>1</sup> その時代や分野において支配的規範となる「物の見方や捉え方」が、革命的かつ非連続的に変化する場合、そのような変化を「パラダイムシフト」「パラダイムの転換」などと呼びます。（三省堂辞書サイトより転載）

<http://dictionary.sanseido-publ.co.jp/topic/10minnw/01>

[5paradigm.html](#)

2018.05.09 アクセス